

乳幼児医療費助成事業の拡充について

1 制度改正の趣旨

保護者等の経済的負担を軽減し、子育てにやさしい環境づくりを推進するため、これまで3歳未満の乳幼児にのみ医療費の全額助成をしておりましたが、平成27年8月から3歳以上の就学前児童についても所得制限と自己負担を撤廃し、乳幼児の医療費無料化を実施いたします。

2 拡充の内容

区分		現行制度	新制度
対象年齢		乳幼児 (出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	
所得制限	3歳児未満	なし	なし
	3歳児以上	児童扶養手当の所得制限 +80万円	なし
受給者負担額	3歳児未満	なし	なし
	3歳児以上	入院・入院外1レセプト500円 (調剤なし)、ただし市民税非課税者なし	なし

拡充に伴う受給者数及び費用の増加（平成27年度末見込み）

区分	現行制度	新制度	増減
年間平均受給者数見込み(人)	4,000	4,560	560
医療費給付総額(千円)	85,000	94,000	9,000

3 実施時期

平成27年8月1日

8月診療分(10月給付分)から適用

〈担当 健康福祉部 国保医療課 24-2111 内線533〉